



長第02010002号
令和4年2月1日

一般社団法人和歌山県老人福祉施設協議会会長
一般社団法人和歌山県老人保健施設協議会会長
一般社団法人和歌山県地域密着型サービス事業所協議会会長
一般社団法人和歌山県ホームヘルパー協会会長
和歌山県訪問介護事業所協議会会長 } 様

和歌山県長寿社会課長
(公印省略)

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告について（通知）

平素より、県高齢者福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、別添のとおり県所管介護サービス事業者及び市町村あて介護職員処遇改善支援補助金に関する資料を情報提供したので、お知らせします。

長寿社会課介護サービス指導室
TEL 073-441-2527

長第02010002号

令和4年2月1日

県所管介護サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部長寿社会課長

(公印省略)

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告について

先般お知らせしました標記補助金の交付要件として、令和4年2月分から賃上げを実施すること、またその旨の報告を県に提出することが求められています。

つきましては、交付を希望される事業者については、下記により賃上げを行った旨の報告をお願いいたします。(補助金の詳細については別添のリーフレット及び厚生労働省ホームページをご確認ください。)

なお、この補助金についてのコールセンターが設置されることになりましたので、お問い合わせについては、下記コールセンターまでお願いいたします。

記

1. 報告方法 別紙報告様式を郵送により提出
提出先：〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 介護サービス指導室あて
2. 報告期限 ①令和4年2月分から賃上げを行った場合
令和4年2月28日(月)までに提出
②令和4年3月から、2月分を含む賃上げを行った場合
令和4年3月31日(木)までに提出
3. 問い合わせ先 厚生労働省老健局介護職員処遇改善支援補助金コールセンター
TEL：03-6812-7835 (受付時間：平日9:30~17:30)

(参考)

- ・介護職員処遇改善支援事業実施要綱他(案)(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

内、介護保険最新情報vol.1030(参考1~4)

- ・介護職員処遇改善支援補助金(きのくに介護deネット)

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>

「介護職員処遇改善支援補助金」のご案内

令和4年2月からスタート

厚生労働省は、令和4年2月から9月までの間、
介護職員の処遇改善を図るための「介護職員処遇改善支援補助金」を交付します。
また、10月以降は、臨時の介護報酬改定を行い、同様の措置を継続することとしています。

Q1. 補助金の額はどのように決められるの？

A1. 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

- 以下の算定式に基づき、各事業所が受け取る補助金の額を毎月算定・支給されます。
算定式の「加算減算」には、処遇改善加算と特定処遇改善加算分が含まれます。

$$\begin{array}{c} \text{ある月の総報酬} \\ (\{ \text{基本報酬} + \text{加算減算} \} \times \frac{1 \text{ 単位の}}{\text{単価}}) \end{array} \times \text{交付率} = \text{補助額}$$

- これにより、標準的な職員配置の事業所で、介護職員1人あたり月額9,000円相当の補助金が交付されます。
- 事業所の判断で、介護職員以外のその他の職員の処遇改善に補助金を充てることができます。その他の職員の範囲は、事業所の判断で柔軟に設定できます。
- このような仕組みで補助金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況などによっては、介護職員の皆さま全員に対して、一律で月額9,000円の引き上げを行うものではありません。

Q2. 補助金の対象となる要件は？

A2. 以下の要件を満たすと、補助金を受け取ることができます。

①介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを取得していること

- ◆令和4年2月サービス提供分からの取得が必要です。

②原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施すること

ただし、就業規則等の改正が間に合わない場合は、
令和4年3月分とまとめて2月分の賃金改善を行うこともできます。

- ◆③の要件にかかわらず、令和4年2・3月分は一時金等による賃金改善も認めます。
- ◆令和4年2・3月分から賃金改善を実施した旨を記載した用紙を都道府県に提出してください。
- ◆令和4年2・3月分として見込まれる補助金額のすべてを、令和4年2・3月分の賃金改善に充てる必要はありません（Q3をご参照ください）。

③補助金の全額を賃金改善に充てること

かつ、賃金改善の合計額の**3分の2以上をベースアップ等に充てること**

- ◆ベースアップ等とは、「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引き上げをいいます。
- ◆「介護職員」の賃金改善総額・「その他の職員」の賃金改善総額のどちらも、その3分の2以上をベースアップ等に充てる必要があります。
- ◆ベースアップ等に充てた額以外の分は、賞与・一時金等による賃金改善に充てることで、全体として、補助金の額を上回る賃金改善を行う必要があります。
- ◆処遇改善計画書と実績報告書に、「月額の賃金改善額の総額」を記載してください。

Q3. 事業所内での補助金の配分方法は？

A3. 介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。

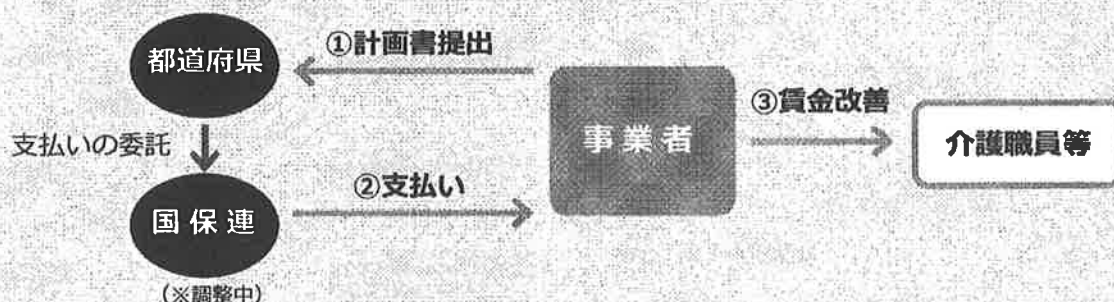
- 事業所で、介護職員だけでなくその他の職員の賃金改善にも充てる場合は、**介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。**
- 令和4年2月分から9月分の補助金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要です。
(月ごとの賃金改善額がその月の補助金額を上回る必要はありません。)

Q4. 補助金の申請手続きは？

A4. 事業所が都道府県に対して申請を行います。補助金は国保連（※調整中）が支払います。

- 補助金を申請する場合、事業者は、**都道府県に計画書を提出してください。**
申請が認可されると、都道府県から支払いの委託を受けた**国保連（※調整中）が補助金を事業者**に支払います。
- 介護報酬関係で市町村に届け出を行うサービス事業者も、**この補助金の届出先は都道府県**です。
- 補助期間終了後、事業所は**都道府県に実績報告書を提出**する必要があります。
(要件を満たさない場合は、補助金の返還が必要となることがあります。)

申請から支払いまでの流れ



Q5. 補助金の申請・支払いスケジュールは？

A5. 令和4年2月に賃上げ開始の報告を行った後のスケジュールは以下の通りです。
補助金は、2～4月分がまとめて6月に支払われ、その後11月まで毎月支払われます。

令和4年				令和5年	
2月	4月	6月	9月	11月	1月
賃金改善の実施					
補助金の支払い					
賃上げ開始の報告	計画書提出	補助金支払い開始		補助金支払い終了	実績報告書提出

お問い合わせ先

厚生労働省老健局
介護職員処遇改善支援補助金コールセンター
電話番号：03-6812-7835
(受付時間：平日9:30～17:30)

和歌山県福祉保健部
長寿社会課介護サービス指導室
電話番号：073-441-2527

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

法人名： _____

代表者名： _____

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善の開始について、以下のとおり、報告いたします。

- ①対象サービス事業所であることの申出 ※該当する場合はチェックを入れること
- 令和4年2月サービス提供分について、介護報酬における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）の届出を行っている。
- ②賃金改善の開始に係る報告 ※該当する方にチェックを入れること
- 令和4年2月分から、賃金改善を開始した。
- 令和4年3月分から、賃金改善を開始した（同年3月は同年2月の賃金改善分も支給）。

書類作成担当者名： _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

※裏面に、補助金を取得する介護保険事業所番号、事業所名及びサービス名を記載すること。（記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加すること。）

長第02010002号
令和4年2月1日

各市町村介護保険所管課長 様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局長寿社会課長
(公印省略)

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告について（依頼）

標記について、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、介護職員等対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%（月額9,000円）程度引き上げることを目的に、現在、厚生労働省で介護職員処遇改善支援補助金を検討していますが、その検討案において、同補助金の交付要件として、令和4年2月分から賃上げ開始に実施すること、また、その旨の報告を都道府県知事に提出することが求められています。

つきましては、県が送付しました通知を参考に送付いたしますので、貴職から貴所管の介護サービス事業所・施設あて周知願います。

長寿社会課介護サービス指導室
TEL 073-441-2527